

選定療養費（初診時）についてのQ&A

Q1 選定療養費って何ですか？

A1 病院と診療所の機能分担を図る観点から、他の医療機関からの紹介状をお持ちにならないで、当院のような200床以上のベッド数のある病院を受診された場合に健康保険の初診料とは別に、自費で徴収させていただく国の制度で認められた費用になります。当院ではこの制度に基づき、自己の自由選択と同意により受診いただいたものとして選定療養費をいただいております。

Q2 なぜ選定療養費を徴収するのですか？

A2 日常的な健康管理や健康相談は診療所にお願いし、当院では主に専門的な検査を行ったり、入院医療や救急医療を行うため、他の医療機関からの紹介状をお持ちではない場合は、選定療養費として2,160円（8%税込）をご負担していただきます。病院と診療所の機能を分担して、限られた医療資源の有効活用や診察待ち時間の緩和など、医療の合理化を図ることを目的としています。

Q3 なぜ2,160円なのですか？

A3 他の医療機関を受診して紹介状をお持ちの患者さまと、お持ちにならずに受診された患者様の負担額のバランスを考慮して設定しております。

Q4 初診の扱いになるのはどのような場合ですか？

A4 以下①から④の場合になります。

- ①当院に初めて受診される場合。（健康診断は除く）
- ②以前当院を受診したことがあるが治療が一旦終了していて、新たな疾病で受診される場合。
- ③患者様の都合で診察に来られず（診療中止）、1ヵ月以上経過した後再び来院された場合は同一病名または同一症状によるものであっても初診として取り扱います。
- ④その他医師がその傷病について医学的に初診と判断した場合

Q5 選定療養費の支払いがないのはどのような場合ですか？

A5 以下⑤から⑨の場合になります。

- ⑤医療機関からの紹介状を持参された場合。
- ⑥緊急な診療を必要とされる場合。（救急車で来院など）
- ⑦やむを得ない事情のある場合。  
→生活保護法による医療扶助の対象となる方（医療券必要）や特定の疾病または障害等により国の公費負担制度の受給対象となる場合。（ひとり親家庭等医療費受給者証・こども医療費受給者証は県や府等地方の公費制度なので支払があります）
- ⑧現在継続して当院の治療を受けている方で、他の科で新たに診療を受ける場合。
- ⑨同日に2以上の診療科とも、初診扱いとなった場合は1回のみのご負担となります。